R7.4　宮城県東部地方振興事務所水産漁港部

**漁港におけるプレジャーボートの係留について**

【使用許可、使用料など】

・漁港においてプレジャーボートを係留するには、「指定施設使用許可」を受ける必要があります。無許可での係留はできません。

・指定施設の指定管理者（宮城県漁業協同組合）から許可書発行の通知がありましたら、すぐに受領手続きを行ってください。

・使用料は、納入期限までに全額を納入いただきます。この納入いただいた使用料は、年度の途中で係留をやめた場合でも、宮城県漁港管理条例の規定により原則として返還できません。

・交付された許可済票（ステッカー）は、船体の見やすい所に貼ってください。船体に貼っていない場合は、許可を受けていても係留は認められません。

・使用許可は、他人への譲渡又は貸し付けはできません。

・許可期間は、最大で１年間で、年度末となる３月末で区切っています。毎年２月頃に更新の通知をしますので、継続して係留を希望する場合は更新許可申請が必要です。許可を更新した場合は、使用料の支払いが再び必要です。

【船舶の係留方法など】

・船舶は、漁港管理者（東部地方振興事務所）及び指定管理者（宮城県漁業協同組合）の指示に従い、使用許可を受けたときに指定された場所に必ず縦づけで係留又は停泊してください。陸置きや他の場所にはみ出して係留することはできません。

・漁港管理者（東部地方振興事務所）は、施設を管理する上で必要なときに、指定場所の変更を指示する場合があります。

・船舶の係留は、回転などをして他の船舶に損害を与えないように、アンカーで固定するなど、必ず事故を防止する対策をとってください。

・暴風警報等が発せられたとき等の荒天時には、速やかに船舶の状況を点検し、他の船舶に被害を及ぼさないように十分な措置を講じてください。

・浮桟橋や係留柱などの工作物を無許可で設置することは、漁港漁場整備法等で禁止されています。

【その他】

・漁港は、基本的には漁業活動のための施設です。漁業関係者の迷惑となるような行為は禁止します。

・漁業関係者の設置する養殖用施設（いかだ等）へ船を係船させたり、養殖用施設の付近で釣りをしたり、網にルアーや釣り針を引っかけてしまう行為は、トラブルの原因になりますので行わないでください。

・漁港内で船舶を運転する際は、徐行に努めてください。航跡波（引き波）により、他の船舶の利用者に迷惑をかけないでください。

・漁港施設や他の船舶に損害を与えたときは、速やかに漁港管理者（東部地方振興事務所）や関係機関に届け出るとともに、利用者の責任においてその損害を賠償するなど紛争の解決を図ってください。

・漁港内における船舶等の盗難及び事故については、漁港管理者（東部地方振興事務所）では責任を負いません。各自の責任で盗難防止等に努めてください。

・ゴミの処理は使用者が責任を持って行ってください。また、係留場所に私物を放置しないでください。

・迷惑駐車、騒音、排気ガスなどで漁港関係者や地元住民に迷惑をかけないでください。